

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまよめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目		工程	金額	品目		工程	金額		
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 18 円	婦人服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 13 円		
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 12 円			えり付けまつり	10センチメートルにつき 15 円		
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 12 円			スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき 8 円	
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 11 円			スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 8 円	
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 8 円			コート	裏穴のボタンを付けるもの	1個につき 8 円	
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 15 円			ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 9 円	
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 16 円			ブラウス	玉縁ボタンホール	1個につき 24 円	
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 14 円				かぎフック付け	1組につき 18 円	
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 15 円				スナップ付け	1組につき 17 円	
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 20 円				糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 16 円	
		パンツまつり	10センチメートルにつき 19 円				パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 5 円	
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 5 円				鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき 11 円	
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 12 円				糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき 21 円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 10 円					上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき 14 円
	小ボタンのボタン付け	1個につき 10 円		上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき 19 円				
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 25 円		コート又はジャケットについて行うもの	1枚につき 12 円			
		毛芯縫製のもの	1枚につき 100 円		コートについて行うもの	1枚につき 21 円			
					ワンピースについて行うもの	1枚につき 17 円			
					ブラウスについて行うもの	1枚につき 11 円			
					プリーツ止め(×印に限る)	1か所につき 5 円			
ズボン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 11 円	スカートスラックス	小またちどり	10センチメートルにつき 14 円				
	腰裏かんぬき止め	1か所につき 4 円		シックまつり	10センチメートルにつき 12 円				
	小またちどり	10センチメートルにつき 34 円		ウエストまつり	10センチメートルにつき 8 円				
	天ぐまつり	3センチメートルにつき 4 円	ワンピースブラウス	パット付け	1組につき 39 円				
	前立てまつり	3センチメートルにつき 5 円							
	後中央まつり	3センチメートルにつき 6 円							
	小ボタンのボタン付け	1個につき 10 円							
	糸くず取り	1本につき 31 円							
			ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの 1枚につき 19 円 長そでについて行うもの 1枚につき 24 円				

4. 効力発生の日 平成27年5月1日

備考(1) 金額欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。

この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。